

タイトル	明治天皇の外交政策 - 関税と条約改正 -
著者	大場, 四千男; OHBA, Yoshio
引用	開発論集(117): (1)-(16)
発行日	2026-03-13

明治天皇の外交政策

——関税と条約改正——

大場 四千男*

目次

- はじめに
(一) 欧米帝国主義の合法的統治政策—低関税
(二) 欧米帝国主義の合法的統治政策—条約改正
結び

はじめに

徳川幕府から明治維新への移行は政権の転換に伴ない、二つの歴史的遺産を継承させることとなる。一つは低関税であり、二つ目は領事裁判権の問題である。

幕末期の徳川幕府は日米修好通商条約によって(一)五パーセントの低関税と(二)領事裁判権の承諾を行ない、その継承を明治政府に課するのである。

明治天皇は、低関税を維持しながら、外交政策の中心に条約改正へ最大の努力を重ねる。というのも、この二つの問題は一方で財政経済の脆弱性と化し、他方、国権の独立を毀損する事態となるから

である。

この二つの問題は現在日本の政治問題と重なり、(一)アメリカ大統領ドナルド・トランプ関税政策として現われている。第二の条約改正は沖繩でのアメリカ基地兵士に依る沖繩女性への暴行・殺人事件を裁く領事裁判によって日本の独立を侵害するアメリカ人裁判官の判決に現れている。こうした現在の低関税と領事裁判権は明治天皇と政府の条約改正交渉にも拘らず、現在に継承され、日本の独立と主権を危機に瀕することとなる。

したがって、最初に取り挙げたのはアメリカとの条約改正条文であり、とりわけ条約改正の対象となる領事裁判権、領事制の問題である。

次に、条約改正交渉が進展する中で明らかになったのは、欧米の条約改正政策の目的である。欧米列強はアフリカ、東南アジアでの武力による植民地政策を転換させると、エジプトの国権を奪って属国化させる新帝国主義政策へ移行し、日本を標的とする領事制支配政策へ転換する。まさに、徳川幕

* (おおば よしお) 北海学園大学開発研究所特別研究員

府の鎖国時期に世界は大きく転換し、重商主義から帝国主義、さらに新帝国主義へと移行していったのである。

この新帝国主義政策は後進国の独立条件として、とりわけ日本に對して(1)經濟政策として低関税、(2)国家独立に条約改正を課すのである。本稿はこの二つの問題、つまり(1)関税と(2)領事権廃止への条約改正の二点を解明することを課題とする。

(一) 欧米帝国主義の合法的統治政策―低関税

徳川幕府が江戸を首府にして全国支配を確立する一六〇〇年頃、欧米はイギリスの東インド会社による三角貿易を通して世界的植民地支配を完了しつつあった。

イギリスが三角貿易を通してイギリス―インド―中国の阿片・香料・綿花の交易を確立するや、スペインはコロンブスによる新航海を通して南北アメリカへの旧教徒による宗教的支配と武力支配とでペルー、メキシコの征服を果たして、東方支配へ転じようとする。

アフリカはこうしたイギリス、フランス、スペイン、ドイツ等による植民地政策で分割支配される。中国はイギリス、フランス、ドイツへの支配の下で明朝から清朝へ移行し、阿片と香港、上海そしてベトナムの植民地支配の下に開港される。

他方、徳川幕府はこうした欧州の武力による植民地支配と宗教支配に對して長崎港を中国の明・清朝への交易拠点とオランダへの貿易港とする以外に鎖国を固守し、世界との交易を遮断することとなる。

この鎖国二六〇年余りの間に世界情勢は一変し、世界の中での先進国から後進国への転落を余儀なくされる。

アメリカのペリー来航によって開国を余儀なくされる徳川幕府は国内における尊王攘夷によって朝廷へ將軍職の返還によって政治支配を失い、と同時に、日米修好通商条約(一八五七年)を結び、低関税と領事制支配による欧米への従属国へ転落し、独立国の法的根拠を喪失するエジプト並みの支配を被ることとなる危機に立たされるのであった。

欧米諸国は植民地への武力支配から後進国への合法的従属国支配へ移行する新しい帝国主義政策への移行を遂げようとする。この新しい合法的支配政策は欧米国の文化・法律・関税の三位一体政策を受け入れることを後進国、とりわけ日本の独立条件として間接的な支配を達成しようとする。

このように欧米の新しい帝国主義政策は明治維新で新しい独立国として設立する明治政府を二重の政策で属国へ転落させようとする。一つは低関税(五%)によって経済的従属を迫り、二つ目は領事庁に依る裁判権の確立で政治的従属を進める新しい帝国主義政策である。

新しい帝国主義政策は明治維新によって成立する明治天皇の国内支配への崩壊とその従属化を武力によってでなくて法律と領事裁判所の法的確立を通して進め、この合法的な帝国主義政策を解消し、独立国家として確立する新しい独立運動が明治期に入って明治天皇の生死を掛ける条約改正政策として進められ、そのためフランス並みの文明国家像を条約改正運動に求められ、明治天皇の支配と対立

することとなる。

伊藤博文は、こうした新しい帝国主義政策に対して独立国として日本の政治体制を確立するため明治憲法の立案に取り懸り、元田永孚は国体に基づく天皇支配を絶対王政に求め、さらに、山縣有朋は近衛兵を中心とする鎮台師団に求めて軍事立国の確立を急ぐのである。

かくて、これら元田永孚、伊藤博文、山縣有朋の三位一体政策は明治天皇を絶対王政として確立し、新しい欧米の帝国主義と対立し、その克服の中で条約改正を果し、東アジア帝国として出発する。

明治天皇は新しい帝国主義の欧米と対立するために東アジアの帝国主義として軍事大国への道を元田永孚の道徳論を忠誠心にするこゝとで建設する。土屋喬雄は『日本国防国家建設の史的考察』の中で明治天皇と国防国家建設との結びつきについて次のように述べる。

「在来の方法による攘夷が実現不可能なることを反省し、対外的には和親修交方針をとり、泰西文明の利器を速かに輸入し、採長補短以て富国強兵を図り、萬国対峙の大計を講ぜんとするにあつた。また対内的には従来のごとき封建制の体制を速かに改革し、天皇を戴く鞏固な統一国家体制を建設せんとするにあつたのである。」

(四一頁)

こうして強力な統帥権と大元帥との地位に就いて絶対王政として君臨する明治天皇は新しい帝国主義政策で独立を形骸化する新帝国

主義政策の領土制支配と条約改正に立ち向い、独立を確立することを余儀なくされる。

(一) 低関税

明治天皇を苦しめる条約改正は二つの問題の解決を明治天皇に迫るのである。一つは低関税の問題であり、もう一つは領事庁の外国裁判官による裁判所支配の問題である。両方とも新しい帝国主義政策による合法的支配の問題であり、独立を喪失させかねないことになる。

この二つの問題のうち低関税問題は早期に決着がつくのである。

この低関税は一八五七年の日米修好通商条約によって次のように実施されるのである。

条例改正の関税率

(一) 輸入税

『税関に就いて之を考ふるに現行条約が我に與ふるの不利甚だ大なるを覚ゆ、蓋し我国の初めて外交を訂するに當り平均二割の輸入税を課するの約を立てしに、国内の紛擾及び兵庫開港延期の爲めに慶応二(一八六六)年五月十三日税率を低下して平均五分となし以て今日に至れるなり……夫れ現在の海関税は諸国の談判に迫られて五分の低率となしたるものなり、慶応年間に一定して今日に變ぜざる者なり。

而して内国の諸税は維新以後大に増加したるを見れば之を今日に改正せんことは内外の關係に於て順応の事といふべし、然れ共現行の条約繼續する間は之を奈何ともする能はざるなり。関税に関して権利の上よりも実益の上よりも修正を要する緊切の理由あり。

現行の条約に於ては外国より輸入する物品に対しては我政府平均五分以上の税を課するを得ざる嚴重なる制限ありながら我より諸國に輸出する物品に対して条約文中一字の課税を定める事なし、故に諸外國は我國より輸送する物品を取扱ふに當り無條約國より輸送し来る物品を取扱ふの方法を適用し所諸課税通則によりて之を課するが故に特約ある諸國よりも多くの税を彼に収めらる。」（前掲書、396）

（二）輸出税

幕府の外交を開くや彼等（外國）の船舶は我に來り、彼等の物品は我に入るも、我物品を彼等に送るの考案になかりしを以て彼等の方に課税の条文なきこと當時に於ては恠むに足る者なし。然るに今日は我物品を彼等に輸送すること年に増加するに拘らず條約文中課税の条項なきを以て、諸國は無條約の物品に課税するの通則によりて我物品に課税するが故に其率他よりも高し。是れ我の彼等に対するは五分の低税に止まりて諸國の我に対するは彼等相互の割合より高税を課する者にして唯國際同等の義に違ふのみに非ず我貿易に取りて不利の甚き者なり

この日米修好通商条約は大老井伊直弼の指導の下に合衆国代表ハリスとの間で調印され、「平均二割」の関税を結び、さらに条約では「税率を低下して平均五分」の低関税へ改訂し、低関税を以降続けられることとなる。十四代將軍家茂は一八六六年改稅約書で輸入關税を一律五パーセントへの低關税へに変更するや、貿易の輸入超過を生じさせ、明治時代以降も引続き輸入超過を慢性化傾向となり、明治天皇の財政基盤を脆弱化する要因と化した。この低關税に由る財政基盤の弱体化は海軍の軍艦建造の減少を生み、明治天皇に

よる宮廷費の一部を海軍への追加予算として軍艦建造費用に当てることとなり、海軍の脆弱性を生むこととなる。山縣有朋は西郷從道を海軍大臣に就任させ、海軍の強化に力を注ぐのである。陸軍は山縣有朋を陸軍大臣、參謀本部長に就任させ、全國の鎮台を師團へ編成し、近衛師團を頂点にする最強の軍師團、旅團の強靱化に努める。

明治天皇は鎮台、近衛師團の大規模演習を毎年実施させ、その演習の実施の際、必ず演習の兩軍による勝負戦を現地視察し、その勝敗への評価を試みることで、鎮台及び師團、旅團の実戦力強化を大元帥としての任務とする。こうした近衛師團、各師團そして旅團は明治天皇の天覽の下で強靱化され、東洋最強の軍隊へ育むこととなる。他方、海軍は低關税に由る稅収の少なさと軍艦造船の少数化で脆弱さの中に苦しみ、西郷從道を海軍大臣にすることから明治天皇の苦惱の最大要因となる。その原因となつたのは低關税に由る關稅收入の少なさに原因し、日本軍事大國における弱点として第二次大戦まで尾を引くこととなる。

このように江戸時代の慶応二年五月十三日に於ける平均五分の低關税は明治時代に入っても続くこととなる。他方、明治時代に入つて外國へ輸出する日本の輸出品に対しては高い關税を課して日本からの輸出を國際的に不利にする貿易政策を採用する。

かくて日本の貿易は江戸幕府から明治時代へ移行しても、輸入の低關税と輸出への高關税とによつて國際同等の義に違ふのみならず、不利の貿易となり、明治天皇を悩ませる事態となる。

明治以降の關稅Ⅱ輸入稅則は、八十二の輸入商品毎に見て見ると次の図表となり、低關税を引き続き制度として継続していることが

窺える。

安政五（一八五八）年〜慶応二（一八六六）年の間（八年間）の改税約定に之ヲ現今公行（明治以降）ノ輸入税則ニ関税と化し、次の関税率となる。

輸入品運上（関税）目録
〔I〕第一類従量税品

品目	量数	税額（関税）	
		一分銀	額
一 明礬	每百斤	〇	一五〇〇
二 檳榔	同	〇	四五〇〇
三 銅製釘	每百四十四	〇	二二〇〇
四 蠟燭	同百斤	二	五〇〇〇
五 帆木綿類	每十瑪	〇	二五〇〇
六 卷煙草	每十瑪	〇	二五〇〇
七 丁子並母丁子	每十斤	一	〇〇〇〇
八 洋紅	同百斤	二	〇〇〇〇
九 繩（船用）	同	一	二五〇〇
十 縲綿	同	一	二五〇〇
十一 木綿	同	一	二五〇〇
十二 織物類	同	一	二五〇〇
生金巾	同	〇	〇〇〇〇
晒金巾	同	〇	〇〇〇〇
市金巾	同	〇	〇〇〇〇
白綾金巾	甲、巾三十四英寸迄	〇	〇〇七五〇
染紋金巾	每十瑪	〇	〇〇七五〇
染無文金巾	乙、巾四十英寸迄	〇	〇〇八七五
雲斎木綿	每十瑪	〇	〇〇八七五
カムブリック	丙、巾四十六英寸迄	〇	〇〇一〇〇
寒冷紗	每十瑪	〇	〇〇一〇〇
更紗形寒冷紗	丁、巾四十六英寸迄	〇	〇〇一二五
柳条布	上每十瑪	〇	〇〇一二五

品目	量数	税額（関税）	
		一分銀	額
十二 唐棧類又布 右品ニ染色	巾三十一英寸迄每十瑪 巾三十一英寸以上四十三英 尺迄ハ	〇	〇一七五〇 〇二〇〇〇
十三 天鷲絨 縹子類 （畝織天鷲絨 綿天鷲絨 紋綿天鷲絨 縹子 綿純子）	巾四十英寸迄每瑪	〇	〇二五〇〇
十四 縹布	巾三十一英寸迄每十瑪 巾四十一英寸迄每十瑪	一	〇〇六〇〇 〇〇九〇〇
十五 手拭	每十二箇	〇	〇〇五〇〇
十六 木綿繻袴同股引	同十二箇	〇	〇三一〇〇
十七 飯臺掛	同一枚	〇	〇〇六〇〇
十八 木綿糸並片糸	同百斤	七	五〇〇〇〇
十九 木綿糸（白並染色）	同	五	〇〇〇〇〇
二十 阿仙葉	同	〇	七五〇〇〇
二十一 翡翠孔雀毛類	每百枚	一	五〇〇〇〇
二十二 椽石	同百斤	〇	一二〇〇〇
二十三 檳榔膏	同	〇	四五〇〇〇
二十四 雌黄	同	〇	四五〇〇〇
二十五 硝子板	一箱（十フット四方入）	三	三五〇〇〇
二十六 膠	每百斤	〇	三五〇〇〇
二十七 草	每百斤	〇	六〇〇〇〇
二十八 麻布類	十ヤールト二付	〇	二〇〇〇〇
二十九 アンペラ敷物	一卷ニ付四十ヤールト	〇	七五〇〇〇
四十 鋼並青銅（板掉釘）	每百斤	三	五〇〇〇〇
四十二 鐵塊	每百斤	〇	一五〇〇〇

品目	量数	税額(関税)	
		一分銀	額
四十六 船脚二用フル鉄	同	○	〇六〇〇〇
四十七 鉄針金	同	○	八〇〇〇〇
四十八 鉛塊	同	○	八〇〇〇〇
四十九 鉛板	同	一	〇〇〇〇〇
五〇 車鉛	同	○	六〇〇〇〇
五十一 鋼	同	○	六〇〇〇〇
五十二 錫	同	三	〇〇〇〇〇
六十八 嗅烟草	每一斤	○	三〇〇〇〇
六十九 石礮(掉ニナリタル物)	每百斤	○	三〇〇〇〇
七十六 大羅紗	巾三十四英寸迄每十碼	○	〇六〇〇〇
	巾五十五英寸迄每十碼	一	〇〇〇〇〇
	巾五十五英寸迄每十碼	一	二五〇〇〇
七十八 中等羅紗	每十碼	○	〇四五〇〇
毛緞子			
フラネル			
羅背板			
カルヂス			
ラスチング			
メリノス			
八十二 全外都テ毛織物	甲、巾卅四英寸迄每十碼 乙、巾卅四英寸迄每十碼	○	〇三〇〇〇 〇四五〇〇

〔II〕 第二類 無税品

食料又ハ荷物ニ用ル諸獸類、碇並鎖ノ碇綱、石炭、外国ノ衣服(此運上目録ニ載セザル品ニ限ルベシ)、金銀貨幣ニ作リタル者、又ハ作ラザル者、穀類並粉、油糟、荷造ニ用ユル莖、硝石、タール、並チャン、茶鉛

第三類 禁制品

兵器、並ニ軍用諸品、巴里斯品、長香並香、時計類、並オルゴール、

珊瑚、刃物類、藥種、水菓類、染具、西洋陶磁器、諸般家具(新旧ヲ論ゼズ)、硝子器、金銀ノ糸並鈕、ゴム額、並香椒類、硝子燈類、鏡類、珠玉類、器械類、絹糸、或ハ絹木綿若クハ絹毛氈織物類、油画、並銅版、木版画類、香具、石礮、金銀キセ、並減金器物類、獸皮類、遠目鏡、学芸ニ用ユル器具、材木、酒類、酒精類、食料食物

○ 江戸条約第八條ニ從ヒ、外国船ヲ日本人ヘ売渡ス節ハ、蒸氣船ハ一噸ニ付銀四十五匁、帆船ハ銀十五匁ヲ納ムベキ事

此目録ニ付スル輸出品運上目録ト、三條ノ規則トヲ以テシ、其第一則ハ左ノ如ク書載セリ、曰ク

輸入目録ニ載セザル品ハ、輸出目録ニ載スルコトアリトモ、之ニ税ヲ納ムベカラズ、元代ニ隨テ税ヲ納ムベシト。

上來ハ美ニ慶応二(一八六六) 丙寅ノ年五月十三日所訂ノ約條ニ係リ、彼我ノ政府之ヲ批准セシ後年凡ソ二ヶ月ノ間、即チ明治一年九月ニ至ルマデ、一ニノ改定ヲ為サズシテ之ヲ挙行シ、明治維新ノ影響的此訂約ニ及スコト無カリキ、然ルニ同年九月廿八日我カ政府ハ新ニ西班牙政府ト修好ノ條規ヲ結ビ、並セテ貿易ノ章程ヲ定ムルニ及デ、左ノ条目ヲ其規則ニ加ヘ、始メテ慶応年間所訂ノ規則ニ就テ、其一部ヲ改訂セリ。

スペインとの条約締結(九月二十八日) 慶応年間条例の改定 ↓ 明治政府の最初の条例)

明治政府設立 1868 1月15日王政復古
慶応3、9/26王政復古

(二) 欧米帝国主義の合法的統治政策―条約改正

明治天皇は欧米諸国と対等な文明国家として国際関係を結び、と同時に、ロシア、プロイセン、フランス、イギリスそしてアメリカと対等な国際的交際を築こうとする。こうした欧米諸国と対等な交際を結ぼうとする際に、新帝国主義政策によってフランスの経済、法律、裁判、行政、商法、そして刑事、立法、司法等を導入してフランス化する事を条約事項として掲げ、その条約改正を明治政府に迫るのである。

明治天皇は、こうした欧米の新帝国主義政策の合法的支配による日本の独立を失うことに危機感を積もらせる。低関税が明治政府の経済を破綻させる危機を深めさせたが、他方領事裁判権は明治政府の独立を喪失させて外国支配を確立しようとする国家の危機へ繋がりに、新帝国主義政策の標的とするところとなる。

関税条項が明治政府の財政危機を深めるのに帰結するが、領事裁判権は国家の中核である行政・司法・立法の権限を喪失させ独立を奪うことになりかねないこととなる。まさに明治天皇が国家危機に陥りかねない領事裁判権の廃棄とフランス流の立法国家（商法・憲法・刑事法・民法・訴訟法等）になることを条約改正の目的として迫り、果せば欧米と同等な独立国家として認めることを条約改正の目的として設定する。

条約改正は日本国をフランス国並みの法治国家へ発達させることとなる。明治天皇は生涯をかけて条約改正に取り組み、明治二十七年日英通商航海条約、日米通商航海条約、日伊通商航海条約を結

び、条約改正を通して欧米と同等の独立国として認証されることとなる。明治天皇は次の図表「条約改正条例・草案」に示されるように、明治六年の「大日本・合衆国新定条約并附録草案」から始まり、二十年間かけて成就するのである。

条約改正は主にポアソナードによる井上馨の交渉批判と内閣総理大臣伊藤博文の仮装舞踏会への反対声明を契機にして国民的運動となり、さらに、明治天皇の条約改正への熱い意志に支えられて根強く推進されることとなる。この条約改正は明治天皇に支持され、歴代の外務大臣、或いは全権委員の交渉によって解決へ一歩ずつ進むこととなる。代表的な外務大臣或いは交渉全権委員は(1)明治九年から十一年の寺島宗則、(2)十五年から二〇年の井上馨、(3)二十一年から二十二年の大隈重信、(4)二十二年から二十四年の青木周蔵、(5)二十七年の陸奥宗光、そして四十四年の小村寿太郎等の任務となり、条約改正の解決に努力するのである。

かくて、明治時代は明治天皇による条約改正交渉で終りを告げることとなるが、次の図表は条約改正の交渉年月日を纏めたものであり、本格化される伊藤博文の舞踏会から明治二十八年の日清戦争講和条約調印迄の前半部である。イギリスは日清戦争に勝利する日本の極東に於ける覇権国家を認め、条約改正を承認する最初の国となる。以後、東洋は日英同盟を結び、その覇権の下に再編成され、日英の新しい帝国主義政策の支配下に編成されることとなる。

条約改正がフランス色への再編成を基軸方針としながら、実態に於いて、領事官と外国人裁判官は主にアメリカ合衆国の派遣官僚である。というのも最初の条約改正は明治六年十二月に取りかわす

図表 「條約改正交渉年表」

年 月 日	條約改正條例・草案(1)
1 明治六年十二月	大日本・合衆国新定條約并附録草案
2 明治二十年四月二十日	井上馨 内閣總理大臣官邸に仮装舞踏会を開催す
3 明治二十年七月二十九日	
4 明治二十二年十月二日	山縣有朋の帰朝と條約改正賛否両派の画策
5 明治二十二年十月三日	
6	帝国大学総長教授 條約改正問題に就き講演す
7 明治二十二年十月十日	佐々木高行 條約改正問題の処理に就き直奏す
8 明治二十二年十月十一日	閣議を開き條約改正の事を議す
9 明治二十二年十月十五日	
10 明治二十二年十月十六日	寺島宗則等條約改の議を枢密院に諮詢されんことを請ふ
11	
12 明治二十二年十月十八日	後藤象二郎の條約改正反対意見
13 明治二十二年十月十八日	山縣有朋の條約改正延期意見
14 明治二十二年十月	板垣退助條約改正の中止を上書す
15 明治二十二年十二月十三日	米独露三国に條約実施の延期を通告す
16 明治二十二年十二月十四日	外務大臣大隈重信の辭職
17 明治二十二年十二月二十三日	農商務大臣井上馨の辭職
18 明治二十二年十二月十四日	井上毅 條約改正問題処理の促進を説く
19 明治二十二年十二月二十八日	
20 明治二十三年二月八日	條約改正に関する覚書を締盟各国に提示す
21 明治二十三年二月十四日	
22 明治二十三年三月二十七日	民法の公布・民事訴訟法の公布・商法の公布
23 明治二十三年十月六日	治罪法から刑事訴訟法の制定へ
24 明治二十三年七月十五日	英国政府改正條約案及び議定書案を提出す
25 明治二十五年四月五日	閣議 條約改正基本方針を定む
26 四月十二日	
27 明治二十五年四月十八日	條約改正案調査委員会第一回 外務大臣を委員長と為す
28 明治二十五年四月二十一日	田中不二麿の民法・商法修正審査委員設置反対意見
29 明治二十五年六月十八日	田中不二麿民法・商法施行延期不可の意見書を上呈す
30 明治二十五年六月二十三日	司法大臣田中不二麿の辭任
31	金子堅太郎 國際公法会総会に參列
32 明治二十六年二月十七日	衆議院條約改正の促進を上奏す
33 明治二十六年二月十七日	條約改正 上奏文
34 明治二十六年四月十三日	法典調査会総裁以下委員の任命
35 明治二十六年七月十九日	條約改正案を裁可せらる
36 明治二十六年十一月十五日	伊藤博文等條約改正案の枢密院諮詢を奏請す
37 明治二十六年十二月二十九日	陸奥外務大臣條約厲行建議案の撤回を求む
38 明治二十七年四月九日	日布 條約中領事裁判權に関する規定を廢す
39 明治二十七年五月十六日	伊藤博文の條約改正に関する方針演説
40 明治二十七年五月二十二日	衆議院條約改正建議案を否決す
41 明治二十七年七月十六日	日英通商航海條約の調印
42 明治二十七年八月二十二日	日英通商航海條約及び議定書の批准
43 明治二十七年十一月二十二日	日米通商航海條約の調印
44 明治二十七年十二月一日	日伊通商航海條約の調印
45 明治二十八年六月八(九)日	日露通商航海條約の締結
46 明治二十八年九月六日	日伊通商航海條約改正

「明治天皇紀第六・七・八卷」

次の「大日本・合衆国新定条約」を出発とするのである。その新定条約は日本への領事派遣を次のように契約し、実施する契約書である。

1 大日本・合衆国新定条約并附録草案 明治六年十二月

日本天皇陛下および亜米利加合衆国は茲に両国の為に存立せる和親を為らせん事を願ひ且つ両国之貿易交通を奨せん事付欲し和親貿易航海之条約を結ぶ事を協議し為に各々其全権を命ぜり 即ち

日本天皇陛下ハ
合衆国大統領ハ

この全権ハ各其委任状に両替へ其善良適正なることを知り左之条々を協議せり

第一条

両国より互に其辨務使或は交際官員を派出し、彼の都府に派留せしむる事を得へし 且両国より互に総領事領事副領事代理領事又は管商官員を命し外国貿易の為に開きたる港或は場所に居留せしむる事を得へし。此官員等は最も優待せられたる国々の領事官員に許可すべき権理殊典特例を占むへし
右之交際官員及び領事官員は互にかの国中に於て何れの場所にてても勝手に旅行するの権理あるへし

第二条

両国の総領事領事副領事は公務を司とるに付其権理殊典特例を占むへき為に其職務に取掛る前に其在留国の政府に適當なる委任状を示すへし其政府の看認め書を得たる上にて在留地方の官員及び人民より公務

にて尊敬せらるゝ事を得へし

第三条

両国政府にて命したる領事官員は其の在留国の人民に非ざる以上は都て其国役並に諸租税地方税等を免るべき事を約定す但し貿易之為歟又は其所有物之為に納むべき税は此例にあらざると雖とも中外之差別なくその地方之住民より約むへき高に過ぎるべし

我草案第五条 但し其領事官等は貿易を営なむに於ては其在留地方にて平民を治むる処の法律故例に服従せざるへからず

我草案第五条 此官員は其役所の門前に政府の徽章を掲げ其上に官名を記し置く事の殊典を得へし尤も此標記ありとて決して罪人を陰蔽するの権利を附與するには非ず又その家屋して地方裁判役の追求を免れしむへき名義あるにあらず

公用書類には猥りに手を下す事なかるへし又何等之時宜ありとも地方之官吏はこの公用書類を取押へ或は之に關係する事を得ざるへし

校訂者註曰 朱書ノ意味ハ表紙所記ノ通りデアル又其中ニアル圈点モ原文ノ儘デアル

第四条

領事館員は自国商船内の取締を引受て管轄し海上港内之別を論せず其商船の船長士官其外乗組のもの間に起りたる争論就中其俸給之割合あるひは約定を履行する事に關涉したる諸務は独断にて裁判すへし

両国之地方官吏は何等之名義ありとも此論争に立入ることなかるへしと雖とも若し領事官員より願ひ出る時はその取押ゆへキ事を緊要なりとせば乗組の者を追捕し之を擒縛し又之を入牢せしむる事に付地方官員より力を假すへし

右之取押ゆきもの等に付ては日本および合衆国に於て領事官員より其

地方官吏に差出たる願立之書面を證據として補縛すへし但しこの願書には船目録之書抜或は乗組人之姓名表を添ゆへし 尤もこの捕縛せられたるもの等はその船之滞留中は領事館員の差込に任すへきものたるへし

又この者等の出牢は領事館員の願書を證據として取扱ふへし

此者等之捕縛並に入牢の諸費は領事館員より之を払ふへし

校訂者注曰 朱線ハ其中ニアル文字ヲ削除スルノ意以下皆同じ欄外ノ

○◎等モ原木ノ儘何カノ覺ノ為ニ書イタノデアラウ

第五条

領事館員は自国の軍船或は商船より出奔したるものを取押へ禁錮する事に付其地方官吏之助勢を求むるの權利あるへし

此義に付ては領事館員より書面を以て此出奔人取押之事を裁判所或は裁判役或は其の筋の役人之申立船目録乗組人性名表を示し 此者は其船の乗組中のものに相違なき事を證すへし

此出奔人を取押たる時は其領事館員の差込にまかせ申立人の願によつて其入用を以てこれを入牢せしむる歟又は其乗組の船歟或は回国之他船に送り渡すへし

若し右の取押たるものを其の捕縛の日より六ヶ月之間に引取らざる時はこのものを赦し其後はこの旧罪を以て再び取押へざるへし

註曰 黒線中ノ赤字ハ一旦朱書ノ通りニシテ見タガ又削ルコトニシタト云フ意味ラシイ

第六条

我草案第八条 両国茲に發約して以て彼此之人民その封疆および管轄内にあるもの、身体家庭を専ら保護せん為に裁判所を洞開し最も優待せられたる国民と同様なる裁判之扶助を得しめんとす

右之人民等その国之法律或は故例に従ふて証拠を立る時は都て兩國之諸裁判所に於て之を真正の憑詞と看做し兩國人民いづれも裁判所に出訴して須要の手段を尽す事勝手たるへし

註曰 本条ハ後カラ追加シタモノ故ニ次条以下ハ一條ヅ、繰下ゲニナッテ居ル

第七条 (元第六条)

兩國互に協議し雙方より輸出する物品に税を課する事なく且つ凡て法に叶ひたる輸入品輸出品は税金払済之上兩國にて輸出入する事勝手たるへし其税目兩國政府にて時々各々之を取設へし 国之差別を論せず一般の人民に施すへき制限之外は陽はにても又は陰にても免許或は別段許可すとの名議を設けて以て日本臣民と合衆国人民との間にある貿易の交通に制限を置かざるへし

我草案第九条 兩國人民の貿易及び人事の交際に於て一般の人民に施すへき制限の外は陽はにても又は陰にても制限を置かざるへし且つ此国の人民に於ては彼国の人民を雇ふて法に戻らざる使役に供する事自由なるべし

我草案第二条 兩國の人民は互に其國民を治むる処の法律論告および故例に服従すへし

校訂者注曰 本条第一項ハ前記ノ成案ヲ得ルマデニ更ニ二段ノ訂正ヲ經タルモノナルコト朱筆添削ノ模様ニヨリテ明カデアアル 其儘印刷スルハ煩雜ナルニ付キ右ノ二段階ノ改正案ヲ次ニ示サウ

1. 兩國互に協議し双方より輸出する物品に税を課する事なく且つ輸入税輸出税は其の税を課すべき物品を何国へ輸出し何国より輸入する歟を問はず都て一樣の税額たるべし

2. 兩國互に協議し双方より輸出する物品に税を課する事なく且つ輸入品輸出品は何国へ輸出し何国より輸入するかを問はず税金払済の

上は勝手たるべし

第八条

第八条 両国軍艦之用意品は双方之開港場に陸上ケし相當之藏敷を出し貸車に納め或は公然と命せられたる政府の藏船に納むる事を得へし尤も其国に於て用ふる為に売掛ふ時の外は税を払はざるへし

校訂者注曰 「貸庫」ハ始メ「租稅役人之管轄タル借庫」トアリ之ヲ抹殺シ新ニ「貸庫」ト改メラレテヲ

第九条（元第七條）

日本政府は可成丈急速に各開港場に於て燈明台を取建る事を約し右建築の上は国之差別を論せず 入港之諸船より噸税を課し其費用に充るへし

此方之船舶彼方之海港に到るものは凡て噸税燈明税引水税および一切之諸稅官吏之手数料に就き其の取扱を受る事とも最も優待せられたる国民と同様たるへし

校訂者註曰 朱線内ノ赤文字ハ全部抹殺サレ之ニ代ツテ朱書ノ文字ガ
第九条トナルノデアアル

元第八条

日本政府は其帝国之諸開港場に於て適當之港規則を創立する事を約す此規則を实地に施行すへき外国人之撰挙は其港に在留せる合衆国領事が許可せざる人物を命することなかるへし

校訂者注曰 本条と次条トハ全部抹殺サレルノデアアル

元第九条

条約遊歩規程内および外国之貿易の為に開きたる諸港に於て日本人民

は合衆国人民に勝手に雇はれ又合衆国人民を勝手に雇ふ事を得へし

第十条

両国之人民は互之地方に於て其信教に付最も十分なる安全を占るへし且つ其国之法律故例を當然に尊敬する以上は其宗旨信仰之事故歟或は自宅又はその為に設けたる他之場所に於て相當なる禮拜を行ふ事故を以て之を妨ぐる事なかるへし

第十一条

両国人民之死骸は地方之相當なる規則により双方にて適宜なる墓地に埋葬する事を得之を荒し之を發く事なき様に保護すべし

第十二条

両國中一方之管轄内にありて左之罪名を犯し他方之領内に來りて潜匿を求め其地にて見出されたる罪人は互に之を引渡すへき事を約す但し此義は罪人を見出たる地方之法律に拠りても其ものの罪科は恰もなほその地方にて犯せしものと同様に審斷すべき程の確證ある上にて行ふべし
左に掲けたる罪名の内を犯せるものは之を引渡すべし

第十三条

此条之取極に基き右之引渡を申立られたる罪人もしその潜匿を謀りたる地方に於ても又罪科を犯し捕縛せられたる歟或は罪科を犯せるものなりと決斷せられたる時はその引渡を延期しその者之赦免或は審斷通り之禁錮時限を満したる後に引渡すべし

第十四条

右之吟味を免れて潜匿せるものを引渡へき達書は両国之交際官員より差出すへし若し其交際官員其国に詰合せざる歟或は其国政府之近辺にあらざる時は領事官員中之重立たるものより此達書を差出すへし

右の引渡を申立られたる罪人は罪科あると定まるに付そのものを審断したる裁判所に於て罪科を極めたる書付の写しに其の官印を押し且ツ其筋之司法官員より此審断役之公務権理を保証し猶其上に日本或は合衆国之辨務使又は領事この司法官員の公務権理を保証したる書面を添て達書を差出すへし

第十五条

右之罪人を追捕し入牢せしめ送り渡す事之諸入費は其引渡し之達書を差出したる政府より之を拂ふへし

第十六条

両国中彼之人民此之海岸に於て難破する颶風浪之難に罹る歟或は賊船又敵船に追はれ止むを得ずして河湾港之内に逃込こむことあるときは軍船商船の別を論せず懇親に之を遇し保護を與え且つ其の航海を全ふせしむる為に其船を修復し食料を得る等の事に於て緊要なる助力を與ふへし

若し難船之荷物を卸しおよび再び船積する事を緊要なりとする時は其地に於て売拂ふべき品物之外は相當之規則に従ふて之を取扱ひ租税運上を拂ふに及はざるへし

第十七条

合衆国之人民は外国貿易之為に開きたる歟或は開くへき場所におひて条約規程内および其他より定めたる距離内にて日本政府の法律を遵奉して静産を貸借し之を占むる事の許を得へし

此国之臣民彼国之封疆内にありては其政府之法律を遵奉して土地を賃借する事を得へし

校訂者注曰 本条ハ朱線ノアル通り黒書ノ条文ヲ一旦抹消シ朱書文字ノ通り改正シタノチ更ニ黒線ノ示ス通り之ヲ抹削シテ黒書之本文ヲ復活シタノデアル

第十八条 (元第十九条)

両国之人民は他之管轄内に於て地を賃借し其地および動所有を他人に売渡し譲渡し遺物となし及び其他之手続を以て之を処置するの権理あるへし且つ其相続人或は法に適ひたる代任之ものに他之一方之人民たるに付其遺言状之有無を論せず右之動所有を相続すへしこの相続したるものは自身歟又は名代を以て之を占領し其意に隨ふて之を処置するを得へし 尤も右様之場合に臨み其動産所有を置たる地方の住民より納むる丈の税のみを払ふへし

若し此義静産たる時は其相続人或は法に適ひたる代任之ものは外国人たるの故を以て之を相続し之を所有する事は差支たるへし尤もそのものの相當なりと思考すへき程にこの静産を処置せしむる為に三年之期限を許し其代料を故障なく又一切之税を拂ふ事なく持出す事を許すへし

我草案第七条 地方にて定めたる或は定むへき相當之期限を許し其代料を故障なく持出すことを得へし尤も地方之住民より納むる丈之税而已を拂ふへし

第十九条 (元第二十条)

平和之時に於ては其筋之日本官吏之免許なくしては合衆国之兵隊を日本に上陸せしめず又其筋之合衆国官吏之免許なくしては日本の兵隊を合衆国に上陸せしめざるへき事を協議す

第二十条（元第二十一条）

日本天皇陛下は此条約本書為取替之期限又はその前にても帝勅を下し此条約に添へたる其一分となるべき附録之簡条を十分に履行し此条約之期限内は之を変更する事なきすへき旨を茲に合衆国と共に協議決定す 約す

校訂者注曰 黒書ノ中ニ朱書ノ混ジタルハ側方ニ小サク書入ニナツテ居タモノデアアル 後ニ朱印中ニ黒書ノ混在スルモノアルガ（例ヘバ附録第一款）是亦同ジ書入レデアアル

第二十一条（元第二十三条）

両国に於て貿易航之事に付直ちに他之一方に許さざるべき特典を外国へ與へざるべき事を互に約す 此他之一方はこの特典に制限なきものならば制限なくして之を占め若し又約束ありての事ならば此約束を履行して之を占むるを得へし

両国之諸船は是迄占得し或は許可せられたる貿易航海之特典権理を其儘に引續きて占有すへし

我草案第二条 此条欵を以て両國中沿海貿易之事に用ふへからす其規則は双方いづれも各自之法を以て之を治むへし

第二十二条（元第二十四条）

若し此条約之簡条中に違反する事あらは双方中その損害を蒙りたると思惟せる方より先づ確証を掲げ損害之条件を記したる書面を差出し公裁を促し償を求め然るに之を拒絶し或は道理なく遅延するに非ざる以上は損害の議論を以て絶交之所業を令せざるへし又他之一方に対し戦争を公布せざるへし

第二十三条（元第二十二條）

五月二五日日米和親条約附録協定を調印（下田条約）
安政元年三月三日日米和親条約を締結 安政五年
千八百五十四年三月三十一日および千八百五十八年七月廿九日日本および合衆国との条約并に之に附屬せる章程は此条約の簡条に反対せるもの外は猶之を實踐すべし

我草案第十四条 従前日本帝国と合衆国一已又は他国と協同して取結ひたる和親貿易航海又は地方之事務に就き約定したる一切之条約約定規則章程は凡て茲に之を廢し此条約は本書為取替之日より十ヶ年間に施行すへし 若十年之期に満んとする一年前に此方より彼方に此条約の施行を取消す事を公達せざる間は尚ほ十二ヶ月之間之を遵奉し年々十二月之終に於て之を續くる事を公達すへし 但し此期限前に一方より他之一方に此条約施行を廢止する事を一ヶ年前に公達せざる時は之を満期し猶其後逆も右様之公達をなさざる間は尚ほ十二ヶ月之間之を遵奉し年々十二月之終に於て之を續くへし

新加 澳地利条約ノ第廿一条ノ例 若し日本天皇陛下この期限前に各国之条約を改議せん事を欲し其事に付て他之条約済之各国にて同意せは合衆国も亦日本政府之望みに従ひ此会議に加るへし

新加 然れとも若し一方より右の期限前にも此条約の不都合なる簡条を改議せん事を欲する時は他之一方之同意を得て其会議に及ふへし

第二十四条

新加 此条約は一方に於ては日本天皇陛下之許可を得へく又一方は合衆国大統領及議院之准允を経て之を取替すへし 之は皇曆數明治六年十二月 日即ち千八百七十四年第月 日 日本東京に於て取替すへし 此条約は和文英文之二通に認め其文意は全く同義たり依て此条約を保證せん為に双方之全權茲に記名し調印するもの也

此処少々異論あり

附 録

第一 款

現今外国貿易之為に開きたる諸港之外に猶左之諸港を開くへし

鹿児島 石ノ巻 敦賀 小樽内 下ノ関

右之内二港は此附録之本文たる条約本書為取替之日より一ヶ年之内に開くへし

今一港は其日より二ヶ年之内に残り二港は其日より五ヶ年之内に開くへし

我附録第一条 此諸港を開く時は新潟港を開すへし

同上 右に掲載したる諸港を以て内外の貿易に於て実に枢要之地なりと看做といへとも双方之協議にて更にこれより便利之港あるにおめては日本政府は最も衆望之帰する処を撰ふへし 其場所替を承諾すへし

第二 款

此附録之本文たる条約之本書為取替之日より二三ヶ年之後には日本に於て合衆国人民静産を貸借し占有すべき旧条約に拠りて之境界を拡充し諸開港場より五里地内に及ぼし猶二三ヶ年之後には十里地内に及すへし

新加 此規定を拡充せし後は居留地取締の規則は之を日本政府に委ぬへし全く其地方官の創立する所に従ふへしするの日より現時の居留地規則は之を廢し其規則税法等は全く其地方官の創立する所に従ひ若此事に付訴訟あらは起らば其地方官員の審断を受くへし

本書条約為取

此程内に居住する外国人は日本政府より格別之允准を得るに非れば山林を斬伐し鉱山及田畠を所有し産業之資となすを得ず

第三 款

この附録の本書たる条約為取替之日より一ヶ年の後には合衆国之人民は左に記載したる規則に従ふて日本国内部を旅行することの免許あるへし 凡そ内部を旅行せんと願ふ人民は書面を以て合衆国之領事に願立へし此書面には旅行之道筋時限遊覽敷或は用向敷を認むへし 領事は此書面之趣意に相違なく又願人之性質一體に善良なる事を十分なりとせば領事はこの書面に表向の奥書をなしてこれを日本政府の其筋の地方官吏に差出すへし

地方官吏はこれによりて其願人之往来切手を發行すへし

日本政府は旅行するものを保護するは中外人民の差別なく一般に之を施すと雖とも日本政府其損害の為に別に償金を拂はざるべし

若し此往来切手を渡したる合衆国人民中に不行状のあるときは其事を領事に公達すへし領事は此人民に不行状あるの事理を十分に承知せば直様其ものを呼戻すへし 之を召捕へ其国之領事に引渡すへし尤も其右取押方並引渡方等に付而之費用なる費用は領事より之手に此者を引取る時に之を償ふへし且ツ右様之事あるに於ては其ものへは以来他之旅行往来切手を發行せざるべし 往来切手を發行することに相當の手数料を相払ふへし

第四 款

我附録第四条 日本政府は輸入輸出品に付課すへき税目に其の改革をなす事あらは六ヶ月前に公達すへき事を約す

(領事裁判権) ◎第五 款

我附録第五条 日本政府において彼此之便宜を謀る為に各地に適當之裁判所を設けて訴訟を聽断する迄は皇曆安政五年(一八五八)六月十

九日即ち千八百五十八年第七月廿九日に取結ひたる条約に基き開港場に於て従前仕來之通り政府にて承認し其地に居住する領事官員に裁判之權および其職掌を執行せしむる事を協議せり 右之時期に至りて日本政府より其公告をなす迄互に約定する事如左

合衆国人民日本人に対して法を犯す時は合衆国之領事裁判所に於て之を吟味し其上にて合衆国之法律を以て之を罰すべし（領事裁判權）

日本人民合衆国人に対して法を犯す時は日本の官吏に於て之を吟味し其上にて日本之法律を以て之を罰すべし

合衆国領事之裁判所は日本債主合衆国人に対して正當の催促をなす為に開き置き日本官吏之裁判所は合衆国之債主日本人に対して正當の催促をなす為に開き置くべし

第六款（元第五款）

日本政府へ可相納税額は都て日本の金圓を相用ふへし 尤も相當之時機中にこの金貨の入用なる高を容易に得かたき時は日本政府は其代りとして金貨百圓に付メキシコ銀九十九ドル九分の一之割合を以てメキシコ銀貨を請取へき事を協議す 此附録之本書たるへき条約為取替之日より三ヶ年之間は諸開港場にある出納寮或は其筋之役所にてメキシコ銀を以て入用丈ケの金圓を売渡すへし尤も其割合は造幣寮より公布したる時々の定価に従ふへし

校訂者注曰 本款ノ末段ハ次ノ二段階ヲ經テ前記ノ如キ成案ニ達セルモノノ如シ此事モ修正ノ様子ニ依テ分ル

- 1 造幣寮に於て銀塊を買取るべき時々の定価に従ふべし
- 2 造幣寮にて定めたる時々の定価に従ふべし

第七款

新加 日本政府は条約遊歩規程を全く拡充する迄は合衆国人民從來占

領し或は賃借せる地所之義に付合衆国政府の承諾なくしては税法及び規則等を更正し或は創立することなかるべし

（吉野作造校）

「明治文化全集」第六卷外交篇1〜24

この「大日本・合衆国新定条約」は日米の貿易を円滑に運営するため、各開港場に貿易を掌握する領事館を置き、日米間貿易の運営に携さわることを領事館業務として担わせ、貿易に原因する訴訟、事件、管理、関税、安全航海、裁判所管轄、港湾施設、灯台、そして貿易、居留地の裁判所管轄を合衆国派遣の領事館員に担わせ、領事裁判所で事件を裁くのである。問題となる条約改正に関係する事項は訴訟の場合と裁判官の国籍である。

例えば典型的例は、アメリカ人が日本人に傷害を与えた場合、その裁判は領事裁判所でアメリカ人の裁判官によって判決される場合、アメリカ人への刑罰は軽く処され、日本の利害を大きく損なわれる。現在、沖縄ではこの領事裁判所が機能し、現地人に批判されている、例えば、駐留するアメリカ兵が沖縄の若い日本人女性の暴行事件を起こしても、この領事裁判所ではアメリカの裁判官は軽い罪を科す判決を宣することで終審とする。

こうした領事裁判所は日本国の安全を損ない、ひいては国家の主権及び独立を脅かす事態となる。

明治時代には日本の開港所に多くの領事裁判所が設けられ、日本の独立は領事裁判権によって大きく損なわれ、国権侵害の前に危機を深めることとなり、明治天皇を悩ます最大の要因と化する。

こうした国家の独立を危機に陥し入れる領事裁判権の廃止が条約改正の中心問題として外交交渉の対象となり、独立国として承諾されることを伴うため、長期に亘る条約改正交渉を余儀なくされるのである。

したがって、徳川幕府が減じても、関税と条約改正は生き続け、明治政府へ継承されることとなり、一転して国際的条約改正を解決することを余儀なくされるのである。

かくて徳川幕府から明治維新への移行は、まさに世界史の新帝国主義段階となる。欧米の新帝国主義政策は武力による植民地収奪から、条約改正による新帝国主義政策への移行によって、日本をフランス色の条約改正へ向かわせるのである。

この条約改正の対象とする領事裁判所はアメリカを中心とする欧米各国によって開港所に開催され、日本の裁判制度、刑法、商法、民事訴訟法を外国人裁判官の下で根づかせ、明治天皇の国権を侵害する事態となる。まさに条約改正は明治天皇の粘り強い意志によって進められ、全権大使、外務大臣への交渉全権大使への勅令によって進められ、終に日清戦争の後に、日英条約改正によって解決される。明治天皇は条約改正の目的を果すと、同時に、東亜帝国への建設を目指して清、露と覇を競う新帝国主義政策の推進へ一歩踏み込み、英国の同盟の下に東亜帝国の覇権国家へ飛躍しようとするのである。

結 び

徳川幕府は征夷大將軍の統治する封建時代として発展し、脆弱な政權基盤の上に発達したため、西南の雄藩（長州・薩摩）の前に討伐されることとなる。

明治政府を支配する明治天皇は全国を支配する大元帥であり、且つ大君主として統治する絶対王政として地位を不動にし、徳川の征夷大將軍の上位に位置する絶対王政としての地位を不動の下に確立する。

条約改正に執念を持つ天皇は、欧米新帝国主義政策を東亜諸国支配へ応用するためにも条約改正を不可欠の統治政策として推進しようとするのである。この条約改正を支えたのは山縣有朋、伊藤博文、陸奥宗光の三位一体に依る忠臣の徒によってである。